

企画競争実施の公示

令和8年6月24日

観光庁国際観光部国際関係室長 鈴木 宏子

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名 令和8年度観光レジリエンスに関する研修プログラム作成業務

(2) 業務内容 新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、観光セクターが大きなダメージを受け、観光の脆弱性が明らかになるとともに、世界各地では自然災害等により地域の観光地が打撃を受けることも頻発している。こうした状況を踏まえ、各国・地域の観光政策において、観光分野の強靭性・回復力、すなわち、観光レジリエンスの強化は優先事項のひとつであり、2027年は国連によって「持続可能で強靭な観光の国際年」と定められている。

観光レジリエンスに関する重要性が高まる中、我が国では観光分野の危機管理を強化するため、観光庁は、「非常時における訪日外国人旅行者対応マニュアル作成のための指針」、「観光危機管理計画等作成の「手引き」」を策定するとともに、観光危機管理計画の導入を促進するなど、日本国内において危機への備えと対応力向上のための取組を積極的に推進してきた。

また、2024年11月に、アジア・太平洋地域の枠組みにおいて初めてとなる、閣僚級国際会議である観光レジリエンスサミットを宮城県仙台市で開催し、観光レジリエンス向上に向けた取組の方向性を取りまとめた成果文書として「仙台声明」を採択した。本声明に基づく取組により実効性を持たせ、アジア・太平洋地域における連携を引き続き強化するために、2025年度においては観光レジリエンス実務者級会合を開催し、仙台声明の一つ目の柱である「危機や自然災害による影響の予防・最小化」について、ガイドライン・優良事例集をとりまとめるなど、世界的な観光レジリエンスの向上に向けた取組を推進してきたところである。

日本が蓄積してきたこれらの知見やUN Tourismの知見を活用し、アジア・太平洋地域を中心とした各国の地方公共団体や観光地域づくり法人(DMO)にとって実施しやすい実践的な研修プログラムを開発し提供していくことは、我が国のプレゼンス向上を図るとともに、世界的な観光レジリエンスの向上に貢献することとして期待されている。

以上のことから、日本が蓄積してきた既存の知見を基に、アジア・太平洋地域を中心とした各国の地方公共団体や観光地域づくり法人(DMO)等に向けた、体系的であり、観光危機管理計画策定の促進、または包括的危機管理計画への観光視点の導入を促進する研修プログラムを構築するものである。

(3) 履行期限 令和9年3月12日(金)

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一参加資格)「役務の提供等」の競争参加資格を有する者であること又は申請をして受付された者であること。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続き等

(1) 担当課等

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

観光庁国際観光部国際関係室 山下、宮本

電話 03-5253-8922(直通)

電子メール yamashita-n2ik@mlit.go.jp/miyamoto-y572f@mlit.go.jp

(2) 企画競争説明書の交付期間、連絡先及び方法

令和8年6月24日（水）から令和8年7月31日（金）まで。(1)に同じ。
説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。
説明書は担当より電子メールにて交付する。

(3) 企画提案書の提出方法、提出先及び提出期限

原則として電子メールにより提出すること。(1)に同じ。令和8年8月3日（月）17時00分

(4) 説明会実施の有無、日時及び場所等

無

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

必要に応じて行う場合がある。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3（1）に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

(4) 企画競争委員会に提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止措置を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づき開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施結果、唯一最適なものとして特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、少なくとも契約締結日までの間は公表することとする。

① 特定した企画提案書を提出した企画競争参加者の名称、住所、代表者氏名及び決定日

② 企画競争参加者毎・評価項目毎の評価得点及び合計点

(9) その他の詳細は企画競争説明書による